

## 2007 年度 知的障害者の介護施設等における就労支援のあり方研究事業

(滋賀県障害者自立支援課 街かどケア滋賀ネット)

介護保険制度の改正により、「介護職員について将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべき」(2006 年 6 月 20 日厚生労働省老健局振興課課長通知より)との方向が打ち出された。

しかし、知的障害のある人が介護福祉士の資格を取得することは容易ではない。

そこで、知的障害のある人が介護事業所等で働くことにより、利用者であるおとしよりや共に働く障害のないスタッフにどのような影響をもたらしているのかを明らかにすることで、それぞれの「“ならでは”的働き」を検証、評価し、新たなスタートを切るべく、どこで働いているか？どのような仕事をしているか？職場での役割は何か？などのアンケート調査を行い、その結果を基としたヒアリング調査を行った。

その調査の中で、障害のある人はおとしよりと「お互いがお互いを対等な関係で認め合える、自分の役割や価値観が見いだせる、安心出来る居場所が出来る、といった『相互関係』を構築できる人が多い」ことが分かった。そしてそれは、知的障害のある人それぞれに計り知れない「“ならでは”的働き」があるからであった。

振興センターが実施してきた養成研修事業の取り組みは、介護事業所等における「“ならでは”的働き」を拡げる役割を果たしてきたことを考えれば、そのベースとなつた 3 級課程の養成研修は重要であった。しかし、3 級課程は 2009 年をもつての廃止が予定されている。

そこで、「知的障害者介護技能等習得事業」を発展させて滋賀県らしい取り組みが出来ないものかと「いきいき生活支援員」養成研修を提案することとなった。